

說苑

樞原神宮と建國奉仕隊（二）

藤田宗光

四、建國奉仕隊の結成式

去る六月八日各地より馳せ参ぜし健兒と縣下の赤誠に燃

ゆる若人、又遙々南總督の贊助により朝鮮より参加せる二十名代表等三千人何れもカーキ色の國防服や紫綬の法被姿の出立ちに勇しく午前九時過ぎより外苑運動場に集合し（第二圖ノ一）式は午前十時に開始せられ、一旦宮城並に伊勢神宮に向つて恭しく遙拜し、奉仕隊員代表の手により奏樂裡に國旗掲揚「君が代」を齊唱し、三島奈良縣知事八

絃一字の大詔。

イ、大詔

我東に征きしより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず、餘妖苟ほ梗しと雖も中洲之地復た風塵無し。誠に宜しく京都を恢廓め、大壯を規摹るべし、而るに今屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり巢に棲み穴に住む習俗惟れ常となれり、夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば何ぞ



聖造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾

靈の國を授けたまふ。徳に

次いで建國奉仕隊結成趣旨
口、結成趣旨

恭シク惟ミルニ鑒國幽遠 皇祖ノ神勅炳トシテ日星ノ如ク
國體嚴トシテ萬世ニ卓立ス

答へ、下は則

ち皇孫の正を

第 養ひたまひし

二 心を弘めむ。

圖 然て後に六合

ノを兼ねて以て

一 都を開き八紘

を掩ひて字と

爲むこと亦可

からずや。夫

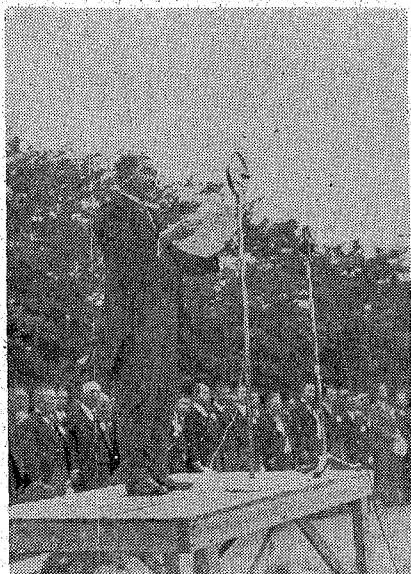
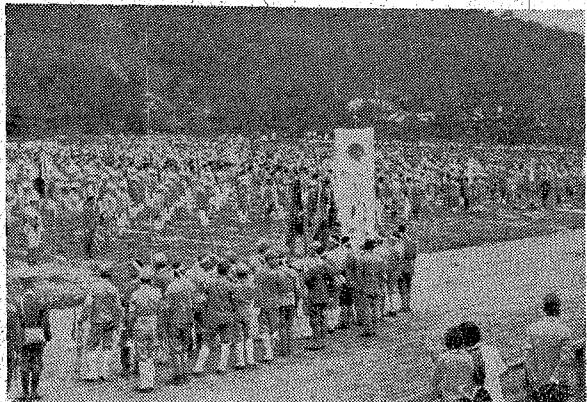
の敵傍山の東

南櫛原の地を觀れば蓋し國の境區か、治るべし。

を奉讀し、(第二圖ノ一)

神武天皇天業ヲ恢弘シ天下ニ光宅セムトノ神慮ヲ以テ建國ノ洪基ヲ櫛原ノ地ニ奠メテ寶位ニ即カセ給ヒシヨリ、一千五百九十八年國礎愈々堅ク 皇運ノ隆昌天壤ト共ニ窮リナキ我ガ國體ヲ茲ニ讚仰シ得ルハ國民タルモノ、等シク感激

第二圖ノ二



スル所而シテ又近ク紀元二千六百年ハ一大慶典ヲ聖地大和ニ迎ヘントス何等ノ慶福ゾヤ、我等ハ此ノ慶典ヲ大ニ奉祝スルト共ニ永久ニ記念スベキ事業トシテ、建國奉仕隊ナルモノヲ結成シ

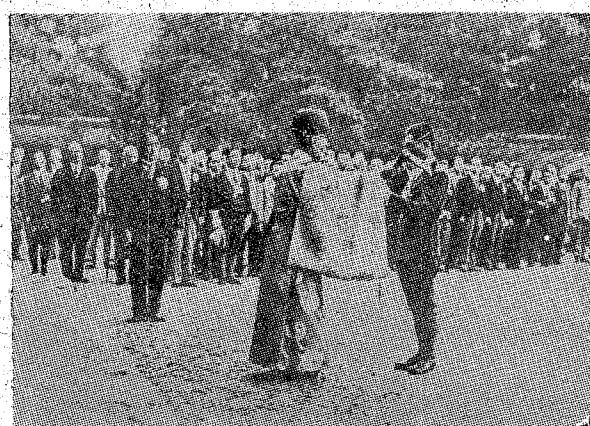
至誠以テ檜原神宮境域並ニ畝傍山東

北陵域擴張整備事業ニ奉仕シ献身以テ銃後ノ諸施設及其ノ他公共ノ事業

ニ參シ、孜々役々ノ中ニ八紘一宇ノ大精神ヲ把握シテ永遠ニ皇國ヲ建ツ

ル者ノ道ヲ體シ共同生活ノ眞諦ヲ領シ體位ノ向上ヲ圖リ勤勞ノ歡喜ヲ味得シ、困苦缺乏ニ堪ユルノ氣力ヲ養成スル等奉仕ヲシテ專ラ心身鍛錬ノ行タラシメ併セテ社會公共ノ福利ヲ増進シ以テ國家ノ期待ニ副ヘシコトヲ期ス

を朗讀し八木町青年團を先頭に檜原神宮に參拜の分列行進



八、信　條

ノ三）京橋教育主事の發聲で力強く「信條」を齊唱し

が始まり一行は神前で修祓玉串奉斎を行ひ菟田宮司より神

鉄を建國奉仕隊次長床次奈良縣學務部長に授與し（第二圖

一、我等ハ生ヲ皇國ニ稟ケタル光榮

二、感激シ日夕檜原宮ノ神靈ニ生キ

三、建國大精神ノ發揚ニ邁進ス

四、我等ハ強靱ナル心身ヲ鍊成シ誓

ハ、ツテ國家ノ良材タラシロトヲ期ス

三、我等ハ勤勞ヲ愛好シ奉仕ノ赤誠

ニ燃エ規律アル團體行動ヲナス

四、我等ハ郷土ノ柱石ヲ以テ任シ衆

ニ範ヲ垂レ奉公ノ誠ヲ致ス

次いで隊員總代唐土畝傍中學校長

の宣誓を行ひ意氣ある神前の誓ひを終り再び式場に移り大分列行進に移り建國體操、神鉄操作や合同體操を行ひ式典

を閉じた。

一旦休憩晝食後午後一時から本格的の奉仕作業に颯爽たる姿を現はし奉仕隊旗を掲揚し參拜通路大グランド外苑道路の奉仕作業に着手した。

二、建國奉仕隊指揮要領

前 時 八・三〇 檜原神宮前驛ニ集合

建國奉仕隊本部ニテ隊旗授與

檜原神宮へ隊列ニテ參拜

宮城並ニ神宮遙拜、國歌齊唱

皇軍將士へ感謝默禱

大詔奉讀

訓 話

信條宣言（全員朗唱）

神鍼授與

建國奉仕隊本部附近ニ於テ用具授與

用具操作訓練

現地へ出發準備（出發—行進）

奉仕隊旗ノ掲揚

神鍼ノ使用始式

作業係員ノ作業指示

建國鉢巻ヲ締メルコト（持參者ノミ）

時 一〇・三〇 作業開始（第一回）

時 一一・〇〇 休 憩

時 一一・一五 作業開始（第二回）

時 一二・〇〇 休 憩

後 一・〇〇 作業開始（第三回）

時 一・四五 休 憩

時 二・〇〇 作業開始（第四回）

時 二・一〇 作業終了

時 ラヂオ體操

隊旗ノ降下式

時 神鍼返納

時 檜原神宮遙拜

時 用具ノ清洗

萬歳三唱

體操

隊旗及要具ノ返納ハ建國奉仕隊本部前ニ於
テ行フコト

同五時五十分 講話、朗誦
同六時三十分—七時 朝食、作業準備出發

隊伍ヲ整ヘ參道ニテ榎原神宮ニ敬禮ノ後解

同八時 作業開始以下第一日ノ日課ニ準ズ

散ノコト

木、宿泊奉仕(一泊三日)規準

第一日

午前九時集合

午後四時迄ノ日課 一日奉仕ノ日課ニ準ス

午後四時—六時迄 合宿準備

午後六時入浴

同七時夕食

同八時—九時迄 夕の會(講話又ハ座談會、輪讀會等)

第一條 建國奉仕隊ハ其ノ結成ノ趣旨ニ基ギ之ガ訓練ノ徹底ヲ期センガタニニ八紘舍ヲ建設シ宿泊修練ヲ實施ス

第二條 建國奉仕隊員ハ建國奉仕隊信條ノ實現實修ニ專念シ作業道場並八紘舍ノ神聖ヲ保持スベシ

第三條 八紘舍及同舍備品ヲ使用セントスルモノハ建國奉仕隊動員係ニ申出テ許可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第一日 午前五時起床、清掃、洗面、榎原神宮參拜

第四條 備品使用ニ關シテハ別ニ定ムル様式ニヨリ現地到

第三日

第一日ニ準シ午後四時終了

備考

二日一泊ノ奉仕ノ場合ハ前記奉仕規準ニ準ズルコト

ハ、建國奉仕隊八紘舍使用規程

着後使用ヲ願出ヅベシ

第五條

八紘舍及備品ノ使用料ハ之ヲ徵收セズ

第六條

宿泊奉仕隊員ハ寢具ヲ携行シ自炊ヲナスモノトス

第七條

八紘舍又ハ備品使用中毀損滅失シタルトキハ之ヲ

辨償セシムルコトアルベシ

第八條 宿泊奉仕隊員ハ別ニ定ムル八紘舍宿泊奉仕隊員心得ヲ遵守スベシ

ト、八紘舍宿泊奉仕隊心得

一、八紘舍ハ建國奉仕隊員ノ宿泊ニヨル修練道場トシテ建設セルモノニツキ隊員ハ克ク風紀ヲ正シ規律節制ヲ重ンジ衛生及清潔整頓ニ留意シ各團體指揮者ノ命令ニ服シテ協同生活訓練上遺憾ナキヲ期スベシ

二、奉仕日課ハ宿泊修練行事日程ノ定ムルトコロニ準據シテ之ヲ行フベシ

但シ別ニ本部ヨリ指示シタル場合ハ其ノ指示ニ從フベシ

三、八紘舍及備品ハ叮嚀ニ使用スベシ

但シ破損又ハ滅失シタル場合ハ係員ニ其ノ旨届出ヅベシ

四、貴重品ハ各自ニ於テ保管ヲナシ苟クモ他ニ迷惑ヲ及ボ

スベカラズ

五、退舍ノ際ハ舍ノ内外ヲ清掃シ使用セル備品ハ許可證ト

照合シテ返納スベシ

奉仕隊員へ挨拶

本日は各地より奉仕の赤誠に燃ゆる方々が斯くも多數此の聖地に御來集下さいまして唯々感激の外ありません。且邦家のため非常に力強きを覺ゆる次第であります。

拙て唯今奉讀致しました、大詔は八紘一字の大詔、又は皇都恢廓の大詔とも申し上げて居りまして、嚴然として確立する中心力により大統一、大調和を成就して、凡てのものに、その處を得しめ、和らぎ睦び喜悅に満ち滿ち賑々しく賑ふ大和の樂土を建設せんとする建國の大理想を最も明瞭にお示し下さつたものであります。

當時のこととを追想致しますに臣民安撫のために西偏日向國高千穂の宮居を立てさせ給ひ或は海に或は山に民族の興亡を賭したる大試練を経て大和を中心とした地方が既に靜穏

に歸した後のことゝて如何に大感激の場面であつたかゞ想像するに難くないことであつて素樸な我等の祖先にも熱涙

の禁ずる能はざるものがあつたであらうと思はれます。

そして歡び勇んで至純な心で木を伐り土を運んで皇居御造營に貴い汗を流して奉仕したのであります。二千六年を経て今日我等は同じ檍原の聖地で、同じ純な心で同じ宮居の擴張整備の事業に清らかな汗の奉仕をしやうとしてゐるのであります。

神慮奉行一天業翼賛以外何物もなく皇國民の眞の姿が炳として輝いてゐるではありませんか。

更に眼を四周に放ちますれば南方吉野の群山、東方宇陀

磯城の山容、北方添上生駒の山丘、西方葛城、金剛の山麓、これ皆天皇の指し示し給ふ處大君の邊にこそ死なめとかへりみせなかつた幾多武士モロコが力戰勇鬪の跡でありまして、其の馳驅した光景の眼底に映するものがあります。この眼底に映じ来る勇士の姿は八紘一字の大旆をかざして

東亞五億の民衆を救濟せんとして天皇の指し示し給ふとこ

る山岳沼澤を物ともせず奮戦せる皇軍將兵の姿であります。

如斯古今一貫の姿を存する國が皇國を指いて、世界の何處に之を求めることが出来るのであります。唯眞の日本人とは日本の國に生れ、日本の國に住んでゐるだけではなく日本の國の心を心としてゐる人でなくてはなりません。然らば日本の國の心とは

上天皇は神の心を心として此の國を治め給ひ下臣民は天皇の心を心として天業恢弘の大御業に御奉仕申し上げることであります。

これ萬古に變らざる皇國及皇國民の大道であります、而して神の心とは凡てのものに其の所を得しめ、凡てのものに慶福を興へたい、そのため世界を正しきに導かんとして神の心であります、八紘一字の建國の大理想こそ神ししさ示し給ふ皇國日本の大道であります。

而して我等が建國奉仕隊結成の大眼目とする所も亦神武

創業の聖地を踏み祖先と同じ姿となり切つて奉仕をしつゝ
其の役々の中に此の大道に徹せんとするものでありますか
ら、全心全靈を神より授かる用具に托して勤勞せられると
同時に各自の心田を充分に開拓せられますやうに、尙この
二千六百年記念櫛原神宮境域擴張の事業たる皇國彌榮と共に

に永遠不滅なる歴史的大事業であります。それと共に皆さ
んの今日の一鉄も亦永遠に滅びざる皇運扶翼の大事實であ
ります、どこか至純至誠此の聖業に其の心魂を捧げられん
ことを希望致します。（京橋教育主事の案）

水害と道路愛護團體の活動

静岡縣廳道路課

一、被害の概況

今次静岡縣下を襲つた水禍は不連續線の影響で廣く關東
地方を中心とし、最後に轉して關西地方を威嚇し邦土の
大半に亘り慘禍の跡を貽すに到つたが、本縣下で水害の最
も激甚を極めたのは伊豆半島方面で特に西海岸に面する、
戸田村を中心に土肥町、西豆村附近の被害は深刻なるもの

で、西海岸地方唯一の幹線である松崎土肥線、土肥大仁線
を筆頭に各線共道路の缺壊、橋梁の流失等全く跡形も無く
流没せる箇所あり、各河川筋の堤防、護岸は滅茶苦茶に破
壊され其の形態すら判明せざる状態に陥らしめ、土肥町の
如きは町制施行し躍進の途に就いたのも束の間可惜水魔に
禍され陸路は斷たれ、水道は破壊し、家屋の全潰半潰、耕